

平成 25 年 4 月から

難病等の人 障害福祉サービス等の 対象になります



4月に「障害者自立支援法」に代わり施行される「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」では、障がい者の範囲に難病等の人が含まれます。

対象となる人は、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービスの受給が可能となります。

☎ 高齢障害課障害福祉係 (☎ 82-1170)

◎対象

難治性疾患克服研究事業の対象疾患（130疾患）および関節リウマチによる障がいがある人（介護保険によるサービスの対象となる人を除く）

◎申請方法

対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証）と印判を持参して申請

◎申請窓口

高齢障害課障害福祉係
山陽総合事務所市民窓口課国保福祉係

利用できる障害福祉サービスの内容

障害程度区分認定や支給認定により、必要と認められたサービスを利用できます。

●自立支援給付

【介護給付】

居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, 行動援護, 療養介護, 生活介護, 短期入所, 重度障害者等包括支援, 共同生活介護, 施設入所支援
※児童については障害児通所支援および障害児入所支援

【訓練等給付】

自立訓練（機能訓練・生活訓練）, 就労移行支援, 就労継続支援（A型・B型）, 共同生活援助

●相談支援

●補装具

●地域生活支援事業

日常生活用具, 移動支援, 地域活動支援センターなど



対象疾患（抜粋）

- ・アジソン病
- ・アミロイド症
- ・潰瘍性大腸炎
- ・下垂体前葉機能低下症
- ・強皮症
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・クッシング病
- ・クローン病
- ・原発性胆汁性肝硬変
- ・後縦靭帯骨化症

- ・混合性結合組織病
- ・再生不良性貧血
- ・サルコイドーシス
- ・重症筋無力症
- ・スモン
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊髄性筋萎縮症
- ・全身性エリトマトーデス
- ・多発筋炎
- ・多発性硬化症

- ・突発性拡張型心筋症
- ・突発性血小板減少性紫斑病
- ・突発性大腿骨頭壊死症
- ・難治性ネフローゼ症候群
- ・パーキンソン病
- ・皮膚筋炎
- ・ベーチェット病
- ・メニエール病
- ・網膜色素変性症
- 他, 全 130 疾患